

▼再任用職員の勤務条件等

(令和5年4月1日現在)

区分		内容等								
任	職	暫定再任用【フルタイム勤務】		暫定再任用【短時間勤務】及び定年前再任用短時間						
				※小中学校の場合を例示						
用	対象者	◇定年退職者 ※定年前再任用短時間勤務職員については、60歳に達した日以降の者 ◇定年前退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が5年以内の者(定年年齢に達した者に限る。)								
	採用方法	◇勤務実績等に基づく選考を行う。 ◇「地方公務員の雇用と年金の接続について」(H25.3.29 総務副大臣通知)の趣旨に沿って、再任用するものとする。(定年前再任用短時間を除く。)								
務	任用	◇任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間 ※定年前再任用短時間勤務職員については、4月1日から定年退職日相当日まで ◇65歳に達する日の属する年度末までが限度								
	職務内容	◇一般の職員と同様の業務に従事する ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定		◇原則、一般の職員と同様の業務に従事する。教員については限定した業務に従事 ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定						
給	勤務時間	◇週38時間45分 (一般の常時勤務職員と同じ。)		週31時間 (週4日)	週30時間 (週5日)	週24時間 (週4日)	週23時間15分 (週3日)	週18時間 (週3日)	週15時間30分 (週2日)	
	1日の勤務時間	◇7時間45分		7時間45分	6時間	6時間	7時間45分	6時間	7時間45分	
	休暇	◇一般の常時勤務職員と同様。(年次有給休暇の年間(9月1日～翌年8月31日)の付与日数は、20日) ◇年次有給休暇については、定年退職時の残日数が、引き続き再任用された年に引き継がれる。 また、8月31日時点の残日数が、年間の付与日数(フルタイム勤務職員の場合は20日)を限度として、翌休暇年度に繰り越される。		◇一般の常時勤務職員と同様。年次有給休暇の年間の付与日数は、勤務形態により比例 按分。このほか勤務形態により比例按分する特別休暇(夏期特別休暇など)がある。						
与	給与月額	◇従事する職の職務の級に応じた給料月額が支給される。 ◇フルタイム勤務職員の給料月額は次表のとおりで、短時間勤務職員の給料月額は次表に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて 得た額(勤務時間による比例按分)となる。(例えば、小学校教諭であれば、275,900円×(30時間/38時間45分)=213,600円)								
		適用給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	
		小中学校等教育職	(実習助手等) —	(教諭等) 275,900円	(主幹・指導教諭) 303,600円	(副校長、教頭) 338,000円	(校長) 413,400円			
		高等学校等教育職	235,400円	279,300円	308,700円	345,100円	423,800円			
		行政職<学校事務職員等>	(主事等) 187,000円	(主査等) 214,700円		(主幹等) 259,100円	(事務長、総務主任等) 279,400円	(事務長等) 295,000円	(事務長等:2等級) 321,000円	
	医療職(二)<学校栄養職員>	188,000円	214,800円		247,200円	260,800円	287,100円	329,000円		
	技能職	192,900円	204,200円		226,400円	—				
手	手当等	◇支給される手当等 ○給料の調整額 ○管理職手当 ○地域手当 ○定時制通信教育手当 ○産業教育手当 ○特殊勤務手当 ○時間外勤務手当 ○休日勤務手当 ○夜間勤務手当 ○宿日直手当 ○管理職員特別勤務手当 ○通勤手当 ○単身赴任手当 ○期末手当 ○勤勉手当 ○義務教育等教員特別手当 ○教職調整額 (※短時間勤務職員の手当額については、1週間当たりの勤務時間や勤務の態様を考慮した額となる。) (※通勤手当・単身赴任手当については、年度初めに届けの提出が必要となる場合がある。)								
	期末・勤勉手当	◇年2.17月分(成績標準者の場合)が支給 ◇期末手当:年間1.35月分、6月=0.675月分、12月=0.675月分 ◇勤勉手当:年間0.82月分、6月=0.41月分、12月=0.41月分		◇支給割合は、フルタイム勤務職員と同じ。勤務時間による比例按分した給料の月額を 基礎として算定						
服	務	◇一般の常時勤務職員と同様。								
	能率	◇ " (人事評価、職員研修、定期健康診断など)								
	分限・懲戒	◇ " (地方公務員災害補償基金適用)								
社	雇用保険	◇適用		◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用						
	医療保険	公立学校共済組合高知支部の一般組合員となる。		公立学校共済組合高知支部の短期組合員となる。				◇1週間の勤務時間が20時間未 満⑤、⑥の場合、次のいずれ かになる。 1. 国民健康保険 2. 共済組合(任意継続) 《2の注意点》 退職日の前日までに引き続 いて1年以上、共済組合員 であること。加入できる期間 は最長2年間		
	適用年金制度	◇公立学校共済組合(公務員共済組合)が実施する年金制度に加入		◇厚生労働大臣が実施する年金制度に加入				◇公的年金制度未加入		
互	助会	◇一定以上の収入がある場合、年金の一部または全部が支給停止となる。 ◇再任用職員の期間については、該当する年金制度の年金額の計算に含める。 ◇公務員共済組合から支給される年金の支給開始年齢は65歳(昭和36年4月2日以降生まれの方)。		◇年金は全額支給						
	互助会	◇定年退職前に退職互助部加入している者は、特別会員になることができる。								

(注)給与、休暇等については、令和5年4月1日現在のものであり、今後、改定等が行われることがある。